

法教育授業(模擬裁判)の実践

～新しい時代にふさわしい特色ある教育活動の推進～

桐生市立広沢中学校教諭 もりじりとしあき 森尻利明

主題設定の理由

1 裁判員制度導入が背景にある

平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)が成立し、公布の日から5年以内に裁判員制度が実施されることになった。裁判員制度とは、国民に裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度である。裁判員制度は、国民の積極的な協力なくしては成り立ち得ない制度であり、裁判所としては、制度の意義を理解してもらえよう最大限の努力をし、関係機関と協力して、分かりやすく迅速な裁判を実現したいと考えている。そのため、最高裁判所は日本弁護士連合会と協力を進め、学校に出向いて、模擬裁判・ビデオ上映「裁判員制度～もしもあなたが選ばれたら」などの出前授業を実施している。そして、国民みんなが参加できる身近で、速くて、頼りがいのある司法をめざして改革を進めている。最近では、県内各地で法教育や裁判員制度についてのフォーラムが開催されるようになってきた。

2 今、特色ある教育活動として法教育が求められている

平成15年3月、中央教育審議会から「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申の概要が出された。青少年の規範意識や道徳心、自律心の低下、学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下など、日本の教育は多くの課題を抱え、まさに日本社会は危機に直面している。「国民から信頼されるべき学校教育の確立」の項目には、「よりよい国づくり、社会づくりを支えるのは、国民一人一人の自覚と行動である。このため、公共に主体的に参画する意識や態度を涵養する取り組みを重視していく必要がある。また、我々が個人としての自己実現を図りながらも、個人と不即不離の関係にある公共との調和の中で生活していくためには、社会的モラルや公共心、自立心、規範意識など、健全な社会の一員として必要な資質・意識とともに、より良い社会の実現に自分自身も主体的に貢献しようという社会人としての自覚を有することが当然に求められる。」とあり、このような観点から3つの施策を検討すべきとあげている。国家・社会の形成者としての資質を養う教育の充実、ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動、体験活動の推進、道徳教育の推進。

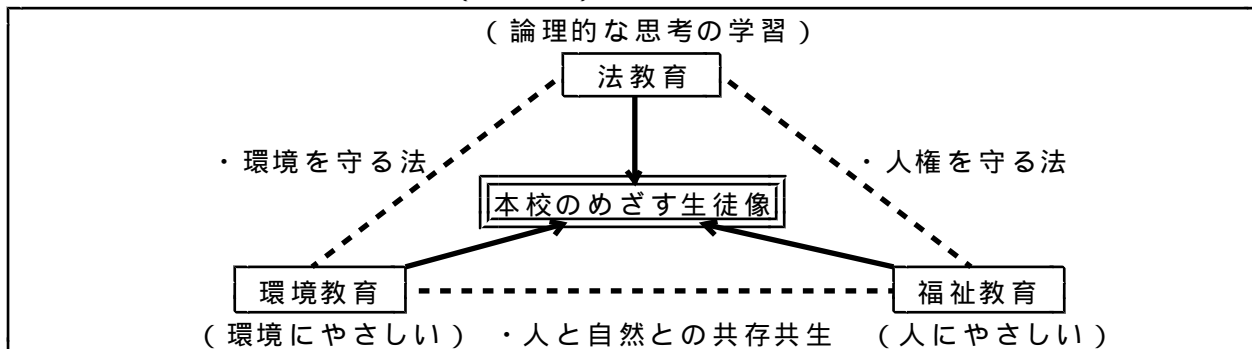
特に、「国家・社会の形成者としての資質を養う教育の充実」の実践例として「法教育授業」は最も適切な教材であると考えられる。21世紀に生きる生徒にとって、法教育の理論をもとに学習することはたいへん意義がある。法教育の考え方は、平成12年頃から筑波大学や日本弁護士会を中心に関東弁護士会の呼びかけによって始まり、教育現場での研究や実践はまだ浅い。私は、今回の法教育を教材化するにあたって、次第にその重要性を実感した。数年後には、教育の場に必要不可欠な学習となるであろう。こうした新しい時代の到来に先駆け、特色ある教育活動の1つとして法教育(模擬裁判)の推進を目的とする主題を設定した。これから本校が取り組んだ法教育の実践の一部を紹介する。これを機に県内で法教育の理論・実践の研究が拡大し発展することを願う。

法教育を「特色ある教育活動」に位置づけた本校の実践

1 実践の見通し

法教育を人権教育の一部として、本校の環境教育・福祉教育等の「特色ある教育活動」に位置づけ、各教科・道徳・特別活動・「総合的な学習の時間」を関連づけた教育課程を編成し実践することによって、本校のめざす生徒像を実現でき、21世紀に生きる理想的な市民を育成し、個を尊重する公正な民主主義社会を築くことができるであろう。

2 本校の「特色ある教育活動」(3本柱)



学習内容	環境教育	福祉教育	法教育(人権教育)
おもな体験活動	身近な地域学習 ・渡良瀬川の上流を見学し、自然環境を考える。(1学年) クリーンアップキャンペーン ・生徒会、実行委員を中心にゲームで楽しみながら班活動により、地域のゴミ拾いを行う。 (全学年)	福祉体験学習 ・地域の福祉施設に分散し2日間の体験活動を行う。 (2学年) ・ブラインドウォーク、車いす体験、手話、盲導犬(全学年)	模擬裁判 ・模擬裁判を体験し、論理的に考え、適切に表現する方法を学習する。(3学年) 人権週間 ・人権作文、人権標語、ビデオ学習(全学年)

3 法教育授業～各教科・道徳教育との関連

(1) 社会科(公民的分野)との関連

中学校学習指導要領公民的分野の目標に「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民としての必要な基礎的教養を培う」とある。また「法に基づく公正な裁判の保障」の内容について「法に基づく公正な裁判によって社会の秩序が保たれ人権が守られていること」「司法権の独立と法による裁判が憲法によって保障されていること」を理解させるとあり、その際「裁判官、検察官、弁護士などの具体的な動きを通して理解させること」を配慮事項としてあげている。「自ら学び、自ら考える力を育成する」等の学び方を重視した今回の学習指導要領改訂により、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成することをめざしている。法教育(模擬裁判)を扱って学習することは、まさに社会科の目標に合致している。

(2) 国語科との関連

中学校学習指導要領の目標に「適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる」とある。また、話すこと・聞くこと的能力を育成するため、「広い範囲から話題を求め、話したり聞いたりして、自分のものの見方や考え方を広めたり、深めたりすること」「話の中心の部分と付加的な部分、事実と意見との関係に注意し、

話の論理的な構成や展開を考えて、「話したり聞き取ったりすること」「話の内容や意図に応じた適切な語句の選択、文の効果的な使い方など説得力のある表現の仕方に注意して、話したり聞き取ったりすること」「相手の立場や考えを尊重し、話合いが目的に沿って効果的に展開するように話したり聞き分けたりして、自分の考えを深めること」を指導事項としてあげている。さらに「伝え合う力、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにするのに役立つこと」「公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うのに役立つこと」を、教材を選択する観点としての配慮事項にあげている。法と照らし合わせて、論理的に考え、適切に表現する法教育（模擬裁判）の授業展開は、国語科のねらいに適合する。

（３）道徳教育との関連

法教育（模擬裁判）に関する内容項目として、「４ 主として集団や社会とのかかわりに関すること」「（２）法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める」があげられる。４（１）「集団の意義、役割と責任の自覚、集団生活の向上」、４（２）「公德心、よりよい社会の実現」、４（３）「正義、公正・公平、差別・偏見のない社会の実現」にも関連する。心のノートでは「法やきまりを守る気持ちよい社会を」を題材に、社会の秩序と規律を高めるために規則ルールがあることや、権利と義務について考えさせることをねらいとした項目にあてはまる。法教育授業の実践により、道徳的価値及び人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成できると考える。

４ 模擬裁判の実践

社会科学習指導案

平成17年1月25日（火）5・6校時 広沢中学校体育館 指導者 森尻 利明

（１）題材名 「オオカミなんか怖くない」殺オオカミ事件

（単元名「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」）

（２）生徒の実態 模擬裁判授業の実践にあたって、生徒にアンケート調査を試みた。

裁判について、次のアンケートに答えなさい。（24名）

刑事裁判と民事裁判のちがいがわかりますか？ はい15名 いいえ9名

裁判所の種類をあげなさい。

・最高(18名)・高等(15名)・地方(13名)・家庭(20名)・簡易(10名)

三審制がおこなわれているのはなぜですか？

・裁判のまちがいを防ぎ、慎重に行うため(12名) 誤答5名 無答7名

裁判所に行ったことがありますか？ ない(24名) 相生にあるのは知っている(8名)

弁護士や検察官の仕事について知っていますか？ テレビで見たことがある。(17名)

「三匹の子豚」のストーリーを知っていますか？ はい(20名) いいえ(4名)

弁護士が裁判官になり、みんなが演じて模擬裁判の授業をします。興味がありますか？

はい(19名) いいえ(5名)

生徒たちは、すでに公民的分野「裁判のしくみ」の単元で学習しているので、裁判に関わる基本事項はほぼ理解している。今回の模擬裁判は、体験活動を伴うこともあって比較的興味をもっており、実施しやすいと思われる。しかし、模擬裁判の判決について論理的に考え、適切に表現する力が求められており、長文を読みこなすには、かなりの読解力が要求される。また、「三匹の子豚」のストーリーを確認するため、事前に絵本やビデオなどで見せておくことが必要となる。

（３）目標

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めるとともに、法の意義について理解する。

民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解し、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考える。

模擬裁判を通じて、法に基づいた論理的な思考方法を学び、多面的・多角的な見方や考え方により、自他の意見を理解し表現できる力を培う。

(4) 評価規準(単元の評価規準・学習活動における具体的な評価規準)

ア 社会的事象への関心・意欲・態度	イ 社会的な思考・判断	ウ 資料活用の技能・表現	エ 社会的事象についての知識・理解
・法の意義と法に基づく政治の大切さについて意欲的に追求している。	・民主的な社会生活の在り方について、自由・権利と責任・義務の関係をふまえ、公正に判断している。	・人間尊重の考え方と日本国憲法をはじめとした法に関する資料を様々な情報手段を活用して収集している。	・法に基づく政治が民主政治の原理となっていることを理解し、その知識を身につけている。
・模擬裁判の進め方や役割演技に興味をもち、積極的に授業に参加している。	・法に基づいた論理的な思考方法で、自分なりの判決を下している。	・模擬裁判の資料を読み取り、必要な情報を取り出し、適切に表現している。	・裁判に関係する基本的な語句を理解し、人間尊重の考え方をとらえている。

(5) 指導方針

模擬裁判の授業を通じて、法にもとづいた裁判の手続きや論理的思考方法を学びながら、民主主義社会における自立した市民になる基礎的教養を培う。

小集団ごとに有罪か無罪かを話し合うことにより、裁判について関心を高め、生徒の主体的な学習を促す。

模擬裁判の中での証言をもとに、評決への道筋を多面的・多角的に考察することにより、事実を正確にとらえ、公正に判断し、適切に表現する資質を養う。

ゲストティーチャーを講師に招き、裁判について身近に感じさせるとともに、弁護士の仕事について興味をもたせる。

(6) 指導と評価の計画(全5時間予定)～本時は4・5時

学習活動	時間	学習活動への支援	具体的な評価規準との関連
・模擬裁判のしくみを知り、配役を決める。	1	・裁判のしくみを復習し、生徒から自主的に配役を決めさせる。	・裁判のしくみを知っている(エ)。自主的に配役を決めている。(ア)
・童話「3匹の子ぶた」のストーリーを確認する。	1	・模擬裁判のもとになる童話を絵本やビデオで、ストーリーを確認させる。	・全員の生徒が、童話のおおまかなストーリーを把握している。(ウ)
・模擬裁判の資料を読み、内容を把握する。	1	・裁判の手続きや流れに着目させながら、模擬裁判の内容を把握させる。	・模擬裁判の流れや個々の証言を把握している。(ウ)
・模擬裁判に参加し、裁判の手続きや論理的思考方法を学ぶ。	2 本時	・班ごとに有罪か無罪かを考えさせ、班長に発表させる。	・班で話し合い、事実を正確にとらえ、公正に判断している。(イ)

(7) 模擬裁判資料

資料提供「群馬弁護士会」

「オオカミなんか怖くない」殺オオカミ事件

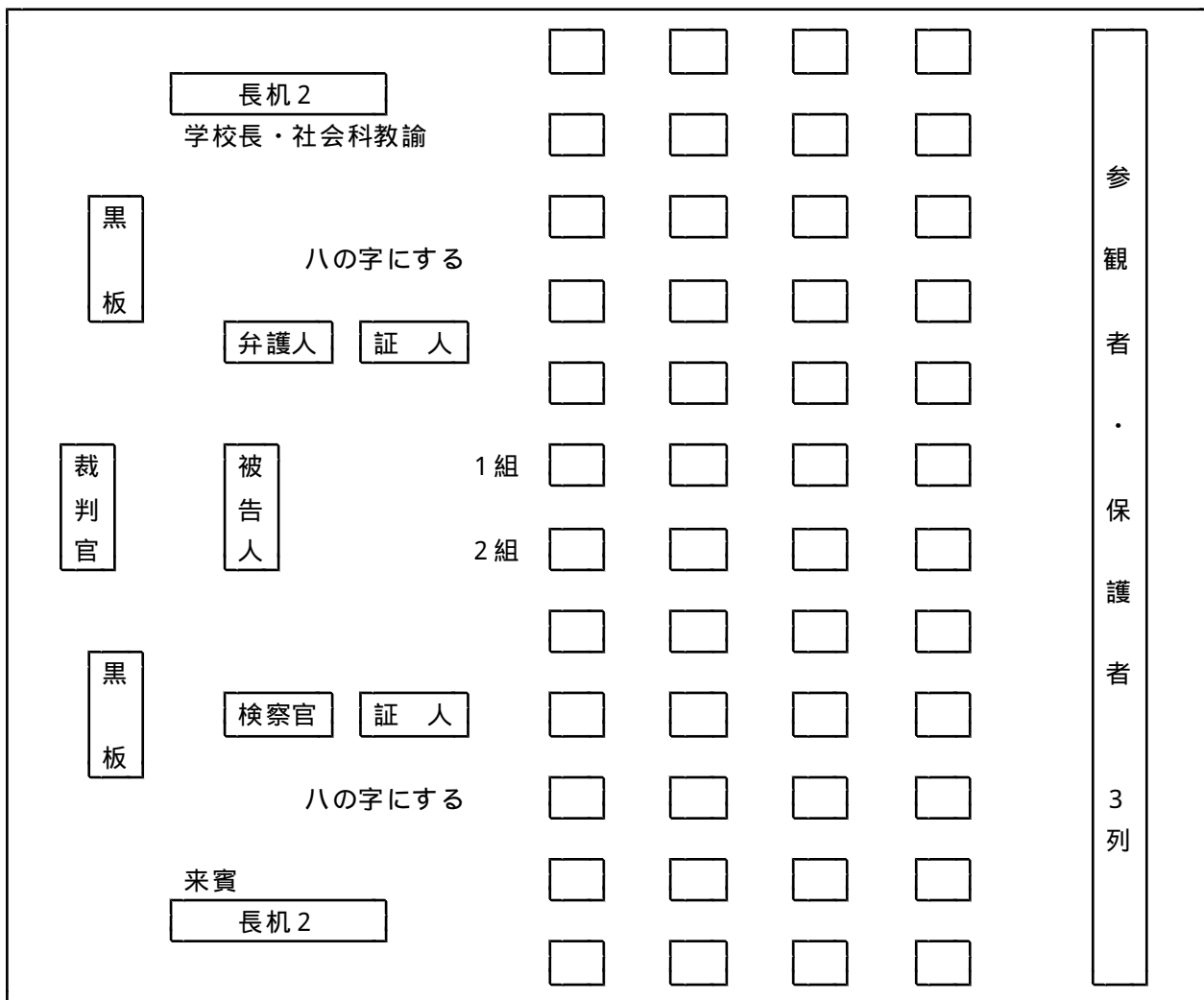
前橋地方裁判所 桐生広沢中支部体育館法廷 平成17年(わ)第777号事件

裁判長(群馬弁護士会) 被告人 カーリー・ザ・ピッグ

(俳優役生徒5名) 検察官1名(男女を問わない) 弁護士1名(男女を問わない)

被告人1名(男子) 証人2名(男子1名、女子1名)

男子はジャック・スミス役。女子はオオカミの母親役。
 (机の配置) 下図のとおり(□は椅子、○はマイク、丸数字は班)



刑法第199条(殺人罪)

人(この場合はオオカミを含むものとする)を殺したものは、死刑・無期懲役刑・または3年以上の懲役刑に処せられる。

- ・子豚は、オオカミを殺してしまうつもりでチャンスを待っていたのか?
- ・それとも、たまたまオオカミが侵入してきたとき、お湯をわかしていたのか?

刑法第35条1項(正当防衛)

急激で不意な攻撃から自分や他人を守るために、やむを得ずにした行為については、罰せられることがない。

- ・オオカミの侵入は「急激な攻撃」と言えるか?
- ・子豚のしたことは「自分を守るためにやむを得なかった」と言えるか?
- ・オオカミを煮ただけでなく、食べてしまったことについてはどうか?

裁判長 これより開廷します。被告人は前へ出てください。名前は何と言いますか?

子豚 カーリー・ザ・ピッグです。

裁判長 検察官、起訴状を朗読してください。

検察官 はい。公訴事実を読み上げます。被告人は、自分の兄ふたりがオオカミに食べられてしまったと聞き、オオカミに恨みを持ち、チャンスがあればオオカミを殺してやろうと思って、そのチャンスをねらっていたが、オオカミにお祭りに誘われると、オオカミを怒らせればエントツから家の中に入ってくるにちがいないと考え、暖炉でお湯をわかす

用意をしたうえで、約束の時間より前に自分ひとりでお祭りに行ってしまい、また、樽の中に入っところがり、オオカミをおどろかせたうえに、あとで自宅にやってきたオオカミを侮辱したため、怒ったオオカミが、被告人の家のエントツから家の中に入ろうとすることを見て、ねらいどおりにオオカミを殺してしまおうと決意し、暖炉のナベのフタをとり、あらかじめナベの中にわかしておいたお湯にオオカミを転落させて、すぐにナベのフタをしめ、オオカミを全身やけどによって死亡させたうえに、その死体をグツグツと煮て食べてしまったものであります。以上の事実は、刑法第199条の殺人罪にあたりますので、正しい処罰をお願いします。

裁判長 では、最初に被告人に注意しておきます。被告人には、黙秘権という権利があります。被告人は、この裁判でいろいろな質問をされますが、答えたくなければ答えなくてもかまいません。黙っていたからといって被告人が不利になることはありません。もちろん、答えなければ答えてもかまいませんが、被告人が答えたことは、被告人に有利な証拠になることも不利な証拠になることもあります。被告人、わかりましたか？

子豚 はい、わかりました。

裁判長 では、被告人に質問します。さきほど検察官が読み上げた公訴事実は、そのとおり間違いありませんか？

子豚 とんでもありません。全然ちがいます。ぼくがオオカミを殺すチャンスをねらっていたなんてことはありません。おそろしいオオカミを殺してやろうなどと考えるはずがないでしょう。だいたい、ブタはオオカミの肉なんて好きではありません。あの日は、晩ごはんに「湯どうぶ」を食べようと思って、お湯をわかしていたのです。ところが、オオカミが「お前を食べてやる」と言ってエントツから入ってこようとしたので、びっくりして、とっさにナベのフタをとったら、そこにオオカミが落ちてきたのです。もう、恐ろしくてオオカミの姿を見ることさえもできず、必死でナベのフタをしめました。そして、オオカミが動かなくなったあとも、今にも生き返ってきて自分を食べてしまうような気がして、恐ろしさのあまりにオオカミを食べてしまったのです。今までに、あんなにまずいものを食べたことはありません。（中略）

検察官 では、最後の質問です。お祭りから帰ったあと、オオカミがまた家にやってくるだろうと予想していましたか？

子豚 オオカミのことですから、来るかもしれないとは思っていました。

検察官 これで質問を終わります。（中略）

【評決への筋道】(本時の学習の視点)

真実は何だろうか？子豚はオオカミを煮て食べようと待ち受けており、オオカミが子豚のワナにはまったのだろうか？それとも、子豚はたまたまお湯をわかしていただけなのだろうか？

誰がどんな証言をしていたのだろうか。

・オオカミのお母さん ・ジャック・スミスさん ・子豚

その証言は信用できるだろうか。信用できないところがあるとすれば、それはなぜ？

【結論】殺人罪について 有罪 無罪

(8) 本時のねらい

・模擬裁判を通じて、法にもとづいた裁判の手続きや論理的思考方法をもとに、班ごとに評決への道筋を考察することにより、民主主義社会における自立した市民になる基礎的教養を培う。

(9) 展開

準備 模擬裁判プリント、表示(裁判官、検察官、被告人、弁護人、証人)、黒板、磁石、セロテープ、パソコン、プロジェクター、スクリーン、アンケート

本時の展開 (T1)社会科教諭、(T2)弁護士(ゲストティーチャー)

学習活動	時間	学習活動への支援	具体的な評価規準
【前半】(50分) 1、説明をきく 裁判手続きの流れ 関係する条文 配役の確認	10分	(T1)学習内容を確認し弁護士を紹介する。 (T2)裁判手続きの流れ、関係する条文、配役を確認し、模擬裁判の流れを説明する。	・学習内容を確認し、模擬裁判授業についての心構えができています。(ア)
2、模擬裁判実演	30分	(T1)マイクの使い方に留意させ、はっきりゆっくりと話すよう指導する。 (T2)裁判官として、裁判の手続きや流れを把握しながら役割を演ずる。	・役者になりきって、わかりやすくゆっくりと演じているか。裁判の流れを把握しながら聞いているか。(ウ)
3、グループ討論 (班の人数4名)	10分	(T2)各グループで有罪か無罪かを話し合わせる。途中休憩を入れる。 (T1)各班をまわり、助言する。	・根拠をもとに話し合いが行われている。(イ)
休憩10分			
【後半】(50分) 1、グループ討論	10分	(T2)グループで話し合った結果を班長に発表してもらう。 (T1)発表のしかたを助言する。	・話し合いの結果をはっきりと伝えている。(イ)
2、全体討論 評決への道筋 正当防衛は成立するのか	25分	(T2)証人がどんな証言をし、その証言は信用できるか、正当防衛は認められるかを考えさせ、班ごとに発表させ、意見を対立させる。	・評決への道筋にもとづいて、班で考え、適切に表現している。(イ)
3、まとめ 裁判の手続き 論理的思考方法 質疑応答	15分	(T2)模擬裁判を通じて、憲法や法律によって個人の尊厳や人権が尊重されていること、法の適用から日常生活における論理的思考や行動が行われていること、自己決定・自己責任をもつことが国民主権の基礎にあり、民主主義社会において自立した市民になれることを生徒に気づかせる。 (T1)弁護士に関する仕事を含めて、模擬裁判について質疑応答をし、まとめる。	・憲法や法律は私たちの生活と密接な関係があり、法律に基づいて人権が尊重されていること、理想とする民主主義社会において資質を向上させていかねばならないことに気づいている。弁護士に関する仕事ができる。(ア)

(10) 授業の成果

評決の結果(12班中、有罪9班、無罪3班)

評決	有罪・無罪を判断するおもな理由
有罪 (9班)	オオカミを食べたことがダメ。食べるのはやり過ぎ。ローリーは自業自得。 証言に矛盾が多い。ナベが大きすぎた。子豚は逃げていない。夕食の準備が自然でない。
無罪 (3班)	このまま、放っていたら食べられてしまう。自分だったら戦うと思う。オオカミを殺す計画に無理がある。

授業後のアンケート結果（24名）、アンケート作成（群馬弁護士会）

1、今日の授業について

面白かった（19名）；本当の裁判のようすがよくわかった。討論がよかった。
よく分からなかった（5名）；有罪か無罪かを決めるのは難しい。

2、またこのような授業を受けたいですか。

はい（23名）；自分の知らない世界を知った。法律を学び、役に立つと思った。
いいえ（1名）；難しく、よくわからなかった。

3、授業をした弁護士の印象は？；お金持ち、頭が良さそう。教え方が上手でおもしろかった。やさしくわかりやすい。親しみやすい人だと思った。

4、今後、弁護士や裁判官から授業を受けるとしたら、どのような授業を受けたいですか？；今日みたいにみんなで討論する授業がよい。もう少しやさしい事件。内容を短く、図があり、日本人向けの内容がよい。

5、弁護士に質問したいことがありますか？；弁護士になって苦労したことやよかったことは何か。裁判での勝率。弁護士の年収。悔いが残った裁判。弁護している人が本当は犯罪を犯しているのに、ウソをついていることがわかったらどうするか。

5 法教育の理論研究

（1）法教育とは

- ・個人が尊重される民主主義の実現
- ・「理想的な市民」「良識ある国民」「公民的資質の育成」
- ・生まれながらの理想的市民はいない
- ・理性的に問題を解決する判断力の育成

法教育の先進国はアメリカ合衆国である。個人が尊重され、自由で公正な民主主義社会。これはアメリカでも日本でも理想的な社会であることには変わらない。アメリカ独立宣言の「人々のあいだに政府が設けられ、その正当な権力は人民の同意による」という国民主権の考え方が、この民主主義をかたちづくっている。民主主義を発展させていくためには、「理想的な市民」「良識ある国民」を育て、「公民的資質」を高めていかねばならない。日本では、公民の授業・道徳の時間や家庭でのしつけの中で学んでいるが、アメリカのように積極的な指導はしていない。アメリカでは「生まれながらの理想的市民はいない」という考え方をもとに、学校で法教育について学ぶカリキュラムがある。最近の日本では、青少年の犯罪の増加、規範意識の低下、治安の悪化などが大きな社会問題となっている。そこで日本弁護士会が中心となって、積極的に学校に出かけ、出前授業というかたちで、法教育を広めていく動きが始まった。法教育を学ぶことにより、学校生活の中でのトラブルを、暴力的や独りよがりではなく、公正に理性的に解決していく。そうした判断力を身につけることによって安心して楽しい学校生活が送れるようになる。

（2）わたしたちと法

- ・権威(Authority)
- ・プライバシー(Privacy)
- ・責任(Responsibility)
- ・正義(Justice)

実際にアメリカの小学校で学習しているテキストによると、「権威・プライバシー・責任・そして正義」の4つを民主主義の基本概念・原理と考えている。アメリカでは、現在、広く普及している代表的な法教育教材となっている。

（3）権威(Authority)

- ・権威をもっているのは誰か
- ・みんなの同意によって権威ある人(リーダー)を選ぶ
- ・権威ある人に従う
- ・「権威のある権力」「権威のない権力」

私たちが生活をしてうえで、守らねばならないルールや法律があり、「権威」のひとつに数えられる。権威ある人は、あなたに「何かしなさい」とか「してはいけない」と言う権利をもっている。身近な生活の中で、権威をもっている人は誰か。学校では担任・校長・生徒会長・部長・委員長・学級委員・班長、家庭では保護者、社会では警察官・政治家

・弁護士・医者などがあげられる。私たちは、より良い生活をめざすためにリーダーを選ぶ。私たちはAにするかBにするか迷ったとき、リーダーに判断をゆだねるときがある。私たちは、そうしたとき信頼できるリーダーに従う。もしリーダーに権威がなくなり信頼できなくなったとき、私たちは、新しく自分たちの権利を守ってくれるリーダーを選び直す。現在の生徒の実態から考えると、権威については十分に学習する必要がある。

(4) プライバシー (Privacy)

・人によってプライバシーは違う ・自由、創造性、安心、信頼 ・プライバシーの限界

プライバシーを守ることによって、自由は保障され、独自のアイデアが浮かんだり、安心して生活でき、周りの人も信頼できる。しかし、プライバシーを守るからと言って、自分のことを何も話をしないと友達はいなくなってしまう。また、犯罪を犯した人が銃をバックに隠し持っていたらと考えると、プライバシーの権利には限界がある。

(5) 責任 (Responsibility)

・誰に対して責任を負っているか ・責任を果たすと(報酬)
・責任を果たさない(罰則) ・競合した責任をどうするか

責任の問題は私たちの生活の中で毎日起こる。家族・学校・地域社会で責任が関わる問題に直面しないで1日を過ごすことはない。責任とは、何かをしたり、ある方法であることを行ったりする義務のことである。あなたには、自分の部屋をきれいにし、家の手伝いをする責任がある。この責任は家族に対して負っている。あなたは、時間通りに教室で授業を受けるという責任がある。この責任は教師や他の生徒に対して負っている。責任を果たすと、それが評価され周囲から認められるが、逆になると自分の権威は失墜する。

(6) 正義 (Justice)

・公正 (fairness) と同じ意味 ・平等か、平等でないか (配分的正義)
・不正や損害への対応 (匡正的正義) ・手続きが公正であるか (手続的正義)

公正という言葉は、正義とほぼ同じ意味である。もし誰かがあなたのものを取り上げたら、ほとんどの人は、それをあなたに返せと言う。また、ものを盗んだとしたら、その人を罰するのが公正であるとも考える。正義には3つの種類がある。例えば、6人の生徒は学校新聞の仕事がしたいと言っている。2人の生徒は文を書くのがとても上手である。誰が仕事をしたらよいか。配分的正義を考えると、平等か・平等でないかを一つの視点とするが、個人の能力や適性も考慮しなければならない。不正は、誰かがルールや法律を破ったり、正しくない行為をしたときに起こる。「授業に遅れて学校のルールを破った」「お金を盗んで法律に違反した」などである。損害とは、誰かの生命・所有物・自由・幸福が傷つけられたり、壊されたりしたときに起こる。例えば「ボールの貸し出しのルールを破って、中庭でボールを蹴りガラスを割った」「携帯電話を使いながら運転をし、交通事故を起こし相手に怪我をさせた」などである。このように不正や損害に関わる公正さを匡正的正義と言う。一般的に損害については理解できるが、不正については認識が甘いところがある。実際の生活の中で、不正を正し、損害を回復させることは勇気のいることである。問題が生じたとき、情報を集め、的確に判断して、問題を解決する手続きの方法を学ぶことを手続的正義と言う。今回の授業のように裁判の手続きについて学ぶこともこれに入る。このとき広い視野に立って公正に論理的に判断できる力を身に付けることが必要となる。

(7) 法教育の学習形態

・集団討議 ・模擬裁判 ・ディベート ・ロールプレイ ・学級における討論会など

法教育を学ぶ上で、集団討議・模擬裁判・ディベートなど、創造的な活動を重視する学習形態が重要と考えられている。生徒は、1つとは限らない正解をめぐって、複雑な問題を処理することによって、適切な回答を創造したり、生み出したりすることができるからである。今回はその中から模擬裁判を選んだ。さらに役割演技を通じて裁判の手続きの方

法を学んだり、集団における討議によって論理的な思考方法を学習した。法教育の授業を通じて感覚に左右されず、情報を集め、信用できるかどうかを検証して判断する力を身に付けることができる。

(8) 参考文献

- ・テキストブック「わたしたちと法」 現代人文社 江口勇次(監訳)
- ・「法教育(21世紀を生きる子どもたちのために)」 現代人文社 関東弁護士会連合会(編)

テキストブック「わたしたちと法」は、アメリカの小学校で使っている法教育の教科書を日本語訳したものであり、法教育授業を行う上で、欠かすことのできないテキストブックである。「法教育(21世紀を生きる子どもたちのために)」は、学校教育の場で法教育授業の普及が必要であることを、関東弁護士会連合会が平成14年つくばで開催されたシンポジウムを記念して、指導にあたる教員・弁護士向けに出版されたものである。この2冊で、法教育の概要が理解され、授業の組み立てが容易にできる。

まとめと課題

平成17年1月、群馬弁護士会の全面的なご協力を賜り、県内初の法教育授業が実施できたことを誇りに思う。お世話になった弁護士会、教育委員会、関係の皆様には厚く御礼申し上げます。授業終了後、新聞報道の影響もあって、授業展開や資料入手についての問い合わせに追われた。2月には太田市内の中学校で同様の授業が開催され、前橋市内の中学校においても模擬裁判授業が行われた。夏休み中、群馬県中学校社会科研究会で模擬裁判について紹介することになった。今回の授業を契機として法教育授業がさかんになることを期待している。



模擬裁判を通じて、憲法や法律によって個人の尊厳や人権が尊重され裁判の手続きが行われていること、感覚ではなく法の適用から日常生活における論理的思考や行動が行われていることを学ぶことができた。そして、自己決定・自己責任の原則が国民主権の基礎にあり、民主主義社会において自立した市民になることを目標として、法教育についての基礎的教養を培っていくことの大切さを学んだ。



私は、法教育という特色ある教育活動を県内の全校で取り入れてほしいと願う。模擬裁判はもちろんのこと、法教育の手法を取り入れた道徳教育も可能である。今年度、1学年の授業で「権威について学ぶ」を題材として法教育授業を行った。権威とは、自分にこうしなさいと命令する人、規則ルールであり、教師・保護者だけでなく自分たちが選んだリーダーに従わなければならないという理論である。権利や義務は、道徳の内容項目で扱われているが、権威については家庭でのしつけにまかされているのが現状である。教師や保護者の指示に従えない子どもたち、リーダーが育たない学級集団など、今日の学校の課題は、権威を教えない生活環境に原因があると思えてならない。アメリカできちんと教えている法教育。21世紀に生きる理想的な市民を育成するため、日本でも各学校において教育課程に系統づけて指導していく必要がある。